

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月8日

【四半期会計期間】 第66期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社小森コーポレーション

【英訳名】 KOMORI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 小森善治

【本店の所在の場所】 東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号

【電話番号】 03 5608 7811(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 近藤真

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号

【電話番号】 03 5608 7811(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 近藤真

【縦覧に供する場所】 株式会社小森コーポレーション大阪支社
(大阪府大阪市城東区蒲生2丁目11番3号)
株式会社小森コーポレーション名古屋支店
(愛知県名古屋市中川区愛知町4番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第65期 第1四半期 連結累計期間	第66期 第1四半期 連結累計期間	第65期
会計期間		自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高	(百万円)	16,386	13,362	72,234
経常損失()	(百万円)	1,982	1,969	4,853
四半期(当期)純損失()	(百万円)	1,838	1,961	6,216
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,468	2,342	6,726
純資産額	(百万円)	129,108	121,167	124,178
総資産額	(百万円)	165,534	160,004	161,185
1株当たり四半期(当期) 純損失()	(円)	27.51	29.36	93.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	78.0	75.7	77.0

(注) 1 売上高には消費税等を含んでおりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については1株当たり四半期(当期)純損失であるため、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第65期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に異常な変動等はなく、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」に重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期比18.5%減少の13,362百万円となりました。地域別連結売上高の概況は次のとおりであります。

地域別連結売上高の概況

（単位：百万円）

		前第1四半期 連結累計期間 (22.4.1～22.6.30)	当第1四半期 連結累計期間 (23.4.1～23.6.30)	増減率（％）
売上高		16,386	13,362	18.5%
内訳	日本	3,048	4,081	33.9%
	北米	1,319	1,484	12.5%
	欧州	4,281	2,987	30.2%
	中華圏	3,985	3,262	18.1%
	その他地域	3,752	1,546	58.8%

日本では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、経済が急速に悪化し、個人消費も自粛ムードが広がり落ち込みました。印刷産業への影響は大きく、販促関連のチラシ、パンフレット等の印刷需要が大幅に減少したため、市場全般での印刷機械の出荷は低調でした。一方、当社は、インターネットで注文を受け短納期で印刷物を納めるインターネット印刷通販会社やパッケージ印刷会社からの引き合いが増え、さらに短納期対応、生産性向上のためにH-UV搭載機種を受注が順調に推移しました。また、オフセット輪転機も出遅れていた更新需要が動き出したことも重なり、受注は好調に推移しました。売上高も前年同四半期比33.9%増の4,081百万円となりました。

北米では、エネルギー価格の高騰、異常気象等の影響で経済が減速してきました。一方、印刷産業では、これまで設備投資に慎重な姿勢が長く続いてきましたが、設備の更新需要を中心に商談が徐々に増えてきました。特に、印刷機械の入れ替えを延期してきた中堅以上の印刷会社が購入を検討するようになってきたことから、受注は比較的好調に推移しました。また、売上高も前年同四半期比12.5%増の1,484百万円となりました。

欧州では、新興国向けの輸出が好調なドイツが経済を牽引し、緩やかなプラス成長を維持してきました。一方、印刷産業の設備投資意欲は雑誌や広告量の減少等を背景に低調でした。こうした厳しい状況において、他社との差別化を図ることによって生き残ろうとする印刷会社は、短納期対応、品質向上、生産性向上等に対する関心が高くなっています。そのため、これらを実現するH-UV搭載機種がオランダの顧客に納入されたことで、引き合い件数が増えており、今後、同搭載機種の受注が期待できます。当第1四半期の受注・売上はともに前年同四半期を下回りました。その結果売上高は、前年同四半期比30.2%減の2,987百万円となりました。

中華圏、特に中国は景気刺激効果の一巡と金融引き締めにより、景気がやや減速しつつあります。そのような状況下で4月に広東省で開催された展示会「Print China」では、予想以上に活発な商談が展開され、

目標を上回る受注となりました。全般的に引き合いの多い状況が続いていますが、金融引き締めの影響で、印刷産業にもファイナンス手続の遅れが出始めております。その結果売上高は、前年同四半期比18.1%減の3,262百万円となりました。

その他地域では、韓国・アセアン・インドの売上は前年同四半期を上回りました。一方、中南米では印刷機械の需要は回復傾向にありますが、当第1四半期の円高による為替の影響で大型機の価格競争力が弱まり、売上が伸びませんでした。さらに前年同四半期にアフリカ等への証券印刷機の大口径売上がありましたので、売上高は、その他地域全体では前年同四半期比58.8%減の1,546百万円となりました。

一方、費用面では、コスト競争力の強化に向け、つくば統合による技術の融合、生産性の向上を推進してきましたが、為替の円高等により、売上原価率が前年同四半期比3.7ポイント悪化し76.9%となりました。また、販売費及び一般管理費の削減に努めてまいりましたが、売上高減少による売上総利益の減少を補うことができませんでした。

以上の結果、営業損益は、前第1四半期が965百万円の営業損失であったのに比べ、当第1四半期は1,989百万円の営業損失となりました。経常損益は、前第1四半期が1,148百万円の為替差損であったのに対し、当第1四半期では102百万円の為替差損となったため、1,969百万円の経常損失となりました。四半期純損失は、前第1四半期に比べ123百万円増加し、当第1四半期では1,961百万円の純損失となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

セグメントの「日本」には、日本の国内売上と日本から海外の代理店地域への直接売上が計上されております。同代理店地域には、香港・台湾を除くアジア（中国本土、アセアン、インド等）と中南米等が含まれております。上記記載のそれぞれの地域での業績を反映した結果、セグメントの「日本」の売上高は10,635百万円（前年同四半期比3,210百万円の減少、23.2%の減少）となり、セグメント損失は1,377百万円（前年同四半期は574百万円の損失）となりました。

北米

セグメントの「北米」には、米国の販売子会社の売上が計上されております。地域別売上高の概況で述べました米国の状況の結果、セグメントの「北米」の売上高は1,590百万円（前年同四半期比265百万円の増加、20.0%の増加）となり、セグメント損失は283百万円（前年同四半期は455百万円の損失）となりました。

欧州

セグメントの「欧州」には、欧州の販売子会社及び欧州の紙器印刷機械製造販売子会社の売上が計上されております。地域別売上高の概況で述べました欧州の状況の結果、セグメントの「欧州」の売上高は3,047百万円（前年同四半期比1,519百万円の減少、33.3%の減少）となり、セグメント損失は392百万円（前年同四半期は26百万円の損失）となりました。

その他

「その他」には、香港、台湾及びオーストラリアの販売子会社の売上が計上されております。地域別売上高の概況で述べましたアジアとその他地域の状況の結果、合計としての売上高は879百万円（前年同四半期比183百万円の増加、26.3%の増加）となり、セグメント損失は15百万円（前年同四半期は36百万円の損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は前連結会計年度末に比べ1,181百万円減少(0.7%減)し160,004百万円となりました。資産の主な減少要因は、受取手形及び売掛金の減少3,281百万円、株価下落による投資有価証券の減少393百万円等であり、主な増加要因は、棚卸資産の増加2,517百万円等であります。

(負債及び純資産)

当第1四半期連結会計期間末における負債は前連結会計年度末に比べ1,829百万円増加(4.9%増)し38,836百万円となりました。負債の主な増加要因は、前受金の増加1,249百万円、未払費用の増加912百万円等であり、主な減少要因は、「流動負債その他の引当金」に含まれる賞与引当金の減少426百万円等であります。

純資産は前連結会計年度末に比べ3,010百万円減少(2.4%減)し、121,167百万円となりました。純資産の主な減少要因は、利益剰余金の減少2,630百万円であります。

(自己資本比率)

当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は、前連結会計年度末の77.0%から1.3ポイント減少し75.7%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討するための、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

2. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、大正12年の創業以来、印刷機械システムの専門メーカーとして、品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能の印刷機械システムとサービスを提供することによって、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

そして、平成15年の第1期中期経営計画の実行を機に、『顧客感動企業の実現』を経営理念に掲げ、世界中のお客様に感動していただける商品とサービスを提供し続けることによって、企業価値のより一層の向上を目指すことといたしました。

この『顧客感動企業の実現』のため、当社では以下の3つの「顧客感動創造活動」を推進しております。

ブランド創造活動とブランド管理活動を推進する。

知覚品質管理活動を推進する。

ソリューションビジネスを積極的に展開する。

当社の企業価値の源泉は、こうした経営理念に基づいた事業活動にあります。

更に、当社は平成22年4月より「第1期中期経営計画」をキックオフし、以下の5つの基本方針を強力に展開しております。

感動プロジェクト活動を強力に推進し、顧客密着度を向上させる。

事業の効率と成長を図るため、事業構造を抜本的に見直す。

財務体質をよりスリムで強い体質に改善する。

世界同時不況で体験した「経営リスク」の軽減対策を強力に推進する。

人事政策を改革し、グローバルな人材を育成するとともに、機動的な組織へ変革する。

これらの基本方針に基づいた事業活動が、当社のオフセット印刷機械のリーディングカンパニーとしての地位を更に高めていくとともに、株主の皆様やお客様などすべてのステークホルダーの皆様から一層のご支持を得られ、更なる企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものと確信しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み 買収防衛策

当社は、平成22年4月28日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、平成22年6月21日開催の第64回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成25年6月に開催される当社第67回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

株主意思を反映するものであること

当社は、平成22年6月21日に開催した当社株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本プランについて議案としてお諮りし原案通りご承認いただきましたので、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されません。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発効は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されており、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発効を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1,130百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	295,500,000
計	295,500,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	68,292,340	68,292,340	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
計	68,292,340	68,292,340	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日		68,292,340		37,714		37,797

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成23年3月31日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,473,400	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,777,800	667,778	
単元未満株式	普通株式 41,140	-	
発行済株式総数	68,292,340	-	
総株主の議決権	-	667,778	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式96株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株小森コーポレーション	東京都墨田区吾妻橋 3丁目11番1号	1,473,400	-	1,473,400	2.16
計		1,473,400	-	1,473,400	2.16

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,763	49,574
受取手形及び売掛金	18,330	15,049
有価証券	2,840	3,200
商品及び製品	15,005	16,478
仕掛品	8,762	9,642
原材料及び貯蔵品	5,920	6,084
その他	3,652	4,319
貸倒引当金	288	293
流動資産合計	103,986	104,055
固定資産		
有形固定資産		
土地	17,693	17,690
その他(純額)	19,626	19,125
有形固定資産合計	37,319	36,816
無形固定資産	2,203	2,175
投資その他の資産	17,675 ₂	16,957 ₂
固定資産合計	57,198	55,948
資産合計	161,185	160,004

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,544	14,940
短期借入金	1,846	2,100
未払法人税等	180	77
債務保証損失引当金	1,210	1,186
その他の引当金	1,593	1,101
その他	7,319	9,547
流動負債合計	26,694	28,953
固定負債		
長期借入金	7,935	7,787
引当金	725	692
その他	1,651	1,403
固定負債合計	10,313	9,882
負債合計	37,007	38,836
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,714	37,714
資本剰余金	37,797	37,797
利益剰余金	51,726	49,096
自己株式	2,451	2,451
株主資本合計	124,787	122,157
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	878	628
為替換算調整勘定	1,487	1,618
その他の包括利益累計額合計	608	989
純資産合計	124,178	121,167
負債純資産合計	161,185	160,004

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	16,386	13,362
売上原価	11,992	10,276
割賦販売未実現利益戻入額	13	10
売上総利益	4,406	3,096
販売費及び一般管理費	5,372	5,086
営業損失()	965	1,989
営業外収益		
受取利息	11	24
受取配当金	94	95
その他	141	119
営業外収益合計	247	239
営業外費用		
支払利息	77	78
為替差損	1,148	102
その他	38	38
営業外費用合計	1,264	218
経常損失()	1,982	1,969
特別利益		
固定資産売却益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
固定資産除却損	3	0
投資有価証券評価損	42	-
災害による損失	-	28
特別損失合計	45	28
税金等調整前四半期純損失()	2,027	1,998
法人税、住民税及び事業税	31	27
法人税等調整額	220	63
法人税等合計	189	36
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,838	1,961
四半期純損失()	1,838	1,961

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,838	1,961
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	607	249
為替換算調整勘定	21	130
その他の包括利益合計	629	380
四半期包括利益	2,468	2,342
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,468	2,342

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
取引先機械購入資金借入・リース債務他に対する保証 共立印刷(株) 他国内顧客 167件 Joon-Seong Kwonh 他海外顧客 190件 計	取引先機械購入資金借入・リース債務他に対する保証 共立印刷(株) 他国内顧客 162件 Joon-Seong Kwonh 他海外顧客 184件 計
6,927百万円 3,203百万円 10,131百万円	6,534百万円 3,188百万円 9,723百万円

(上記のうち外貨による保証債務)

22,187千米ドル (1,844百万円)	20,248千米ドル (1,634百万円)
3,414千ユーロ (401百万円)	5,319千ユーロ (621百万円)
120千英ポンド (16百万円)	120千英ポンド (15百万円)
1,806千加ドル (154百万円)	1,628千加ドル (135百万円)

2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
投資その他の資産	
347百万円	273百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	
743百万円	664百万円
のれんの償却額	
2百万円	2百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	668	10	平成22年3月31日	平成22年6月22日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月21日 定時株主総会	普通株式	668	10	平成23年3月31日	平成23年6月22日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	日本	北米	欧州	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,102	1,319	4,281	15,703	682	16,386
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,744	5	284	4,034	13	4,048
計	13,846	1,325	4,566	19,738	696	20,434
セグメント損失()	574	455	26	1,056	36	1,093

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、中華圏の一部及びオセアニア地区を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

損 失	金 額
報告セグメント計	1,056
「その他」の区分の損失()	36
棚卸資産の調整額	111
セグメント間取引消去	18
その他の調整額	2
四半期連結損益計算書の営業損失()	965

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	日本	北米	欧州	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,026	1,484	2,987	12,498	864	13,362
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,609	105	59	2,775	15	2,790
計	10,635	1,590	3,047	15,273	879	16,153
セグメント損失（ ）	1,377	283	392	2,053	15	2,068

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、中華圏の一部及びオセアニア地区を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

損 失	金 額
報告セグメント計	2,053
「その他」の区分の損失（ ）	15
棚卸資産の調整額	59
セグメント間取引消去	18
その他の調整額	0
四半期連結損益計算書の営業損失（ ）	1,989

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	27.51円	29.36円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	1,838	1,961
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	1,838	1,961
普通株式の期中平均株式数(千株)	66,821	66,818

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については1株当たり四半期純損失であるため、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8 月 8 日

株式会社小森コーポレーション

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小沢 直靖

指定社員
業務執行社員 公認会計士 友田 和彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小森コーポレーションの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社小森コーポレーション及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。